



荏原グループ生活共済会

# 荏原共済ニュース

2015年3月25日

NO.111

## 第28回運営委員会総会 開催

去る2月20日(金)に第28回運営委員会総会が、荏原製作所本社ビルにて開催されました。上程された議案は全て可決され、第28期がスタートしました。

決算は、例年に比べ個人共済の給付額が少なく、また、支出科目の全てが予算内で収まったことにより、約4,500万円の剰余金を計上することが出来ました。剰余金処分の議案では、75%を共済還元金に振り分けることとし、約3,400万円が配分されることとなりました。

活動方針では、加入拡大は当然の方針として、例年通りの宣伝方法では大きな拡大にはつながらない局面に来ていることを共有しました。例えば、27年間蓄積されたデータから、年代ごとの疾病率や給付実績を分析して情報発信していくことで、共済加入の必要性を皆さんに理解してもらい、さらに他保険に比べて掛金が安いことのアピールを強く進めて行くなど、趣

第28期 荏原グループ生活共済会役員体制

(2015年2月~)

役職	氏名	団体	役職	氏名	団体
運営委員長	古川 央生	荏原ハマダ送風機	団体代表者	佐野 靖子	荏原合同
副運営委員長	品田 亮	荏原合同		高橋 勝利	荏原金属
	林 聡一郎	荏原合同		村本 知也	荏原ハマダ送風機
	山田 隼人	荏原フィールドテック		石田 光孝	荏原電産
	塩尻 穂高	荏原冷熱システム		野口 良平	荏原フィールドテック
事務局長	古内 利和	荏原合同		片山 恵介	荏原冷熱システム
会計監査	志保沢 文轄	荏原金属		兼平 義治	水ing
	増山 英樹	荏原合同			

向を変えた宣伝方法を模索していきます。

2016年1月(予定)から新しい共済制度「遺族年金共済」をスタートします。詳細は裏面にて紹介します。今後パンフレットの配布や説明会を開催し、広くアピールしていきます。

## 東京ディズニーランド パーク・ファン・パーティー 開催



3月8日(日)に東京ディズニーランドでパーク・ファン・パーティーを開催しました。恒例行事となりつつあるこの企画。毎年多くの方に応募いただき、今年も定員300名を大きく超える応募がありました。

当日はあいにくの天気でしたが、ほぼ全員の方に参加頂き、30分のパーティーがあっという間に終わってしまったと感じるほど、皆さん楽しんでいました。

今後とも会員の皆さんへ納得していただけるよう特典を考えていきますので、楽しみにしてください。

### 共済還元金を支給します！

前述の総会にて決定した約3,400万円を個人共済に加入して頂いている皆さんに還元します。今年の還元率は年間掛金合計の40.9%となりました。3月の給与にて「共済還元金」という項目で振込みます。現在配布している共済証書にも金額が記載されていますので、給与明細と合わせてご確認ください。

# 遺族年金共済制度について

1面の総会報告で記載した通り、明治安田生命様の協力で新しい共済制度「遺族年金共済」をスタートすることになりました。今の個人共済制度とは別の共済制度となりますので、現状制度が変わることはありません。あくまでも新しい共済制度の立ち上げとなりますので、今後皆さんへの宣伝活動を進め、皆さんから愛される制度のなるよう努めていきます。まずは、皆さんへ「遺族年金共済」がどのような制度なのかの説明をします。

図1は、死亡時、死亡後の私的補償（任意で加入する保険等）と公的・企業保障（会社や国から保障・給付されるもの）をイメージしたものです。生活復興資金（一時金）払いされる公的・企業保障の一番大きなものは、会社から給付される退職金です。退職金は勤続年数が長ければ多くもらえますが、若くして亡くなった場合には、今後の家族の生活資金に必ずしも十分な金額とは言えないでしょう。私的補償では、荏原共済のA型（死亡保障）やその他生命保険の死亡保障になりますが、葬儀費用や墓石代等のある程度まとまった費用がかかり、その差額分を今後の生活維持資金として均等に配分しながら使うことが求められます。しかし、一般的な調査から計画的に使っていくことは困難で、毎月の給付金制度が生活維持には必要とのことです。

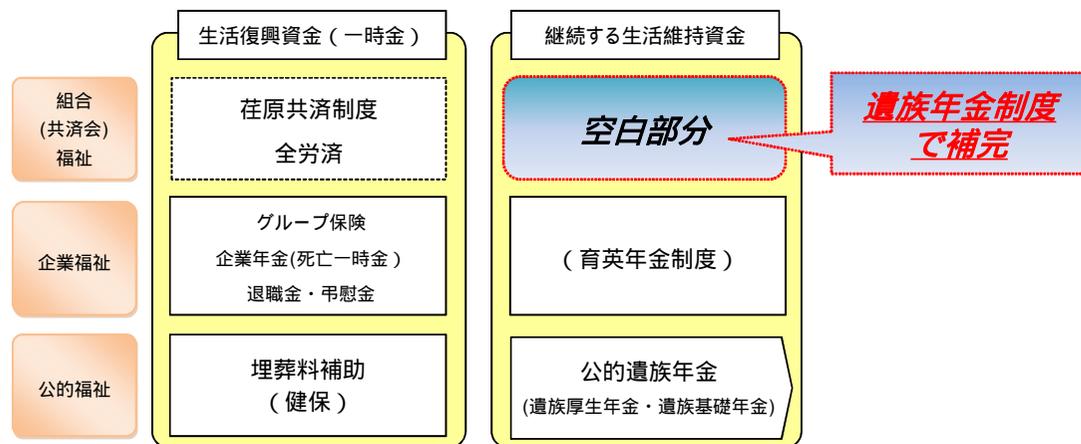


図1. 死亡時、死亡後の私的補償と公的・企業保障のイメージ

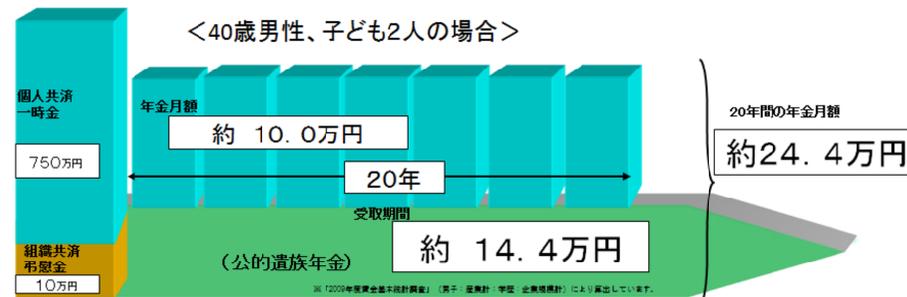


図2. 生活維持資金の私的補償と公的保障のイメージ

それでは、生活維持資金にはどのようなものがあるのでしょうか？図2は、生活維持資金の私的補償と公的保障をイメージしたものです。公的保障（公的遺族年金）には「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」があります。これは子供の人数等により変動しますが、40歳男性・子ども2人の場合ですと約14.4万円/月が給付されます。お子さんの年齢が上がれば上がるほど教育費はかかりますし、住宅の修繕費等もかかってきます。パートで働いたとしても、この金額では足りないと感じないでしょうか？足りないと感じた方は、遺族年金共済に加入することをお勧めします。例えば毎月10万円の給付金を受け取る設定をした場合、会員が60歳に到達するであろう年月まで10万円が毎月振り込まれる仕組みです。つまり、上図のように40歳で亡くなった場合には、20年間毎月10万円が給付され、月々の収入は公的保障と合わせて24万円強になります。これならある程度のライフプランが描けるのではないのでしょうか？

今回導入する新しい「遺族年金共済」は、明治安田生命様の協力を頂いていますが「共済」なので「助け合い」の精神は今の個人共済と変わらず、皆さんからの掛金収入から給付金を賄う制度です。つまり、全く同じ制度の保険は存在しない、荏原共済会独自の制度になっています。また、荏原共済会の会員だけが加入できる制度なので、掛金が安く、わかりやすく、安心の制度設計、を売りとしています。もちろん、年間で剰余金が出れば、諸経費を除いて全て会員へ還元する仕組みなので、この部分も個人共済と同じです。いろいろな形で新しい制度の魅力をお伝えしていきますので、ご一読頂き、是非ご加入頂ければと思います。宜しくお願いします。